



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

- *8 和歌山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則 1
- *9 和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 14
- *10 自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部を改正する規則 27
- *11 和歌山県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則 32
- *12 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 33
- *13 運転免許取得者教育の認定に関する施行細則の一部を改正する規則 36
- *14 法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則 40
- *15 和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例の施行に関する和歌山県公安委員会規則の一部を改正する規則 58

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第8号

和歌山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

和歌山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

和歌山県警察国有物品管理規則（昭和39年和歌山県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用職員) 第12条 略 2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、消耗品以外のものについては物品保管書（別記様式第5号）に、消耗品については第21条に規定する物品供用簿にそれぞれ記名するものとする。</p> <p>(交替の場合の帳簿の引継ぎ等) 第22条 物品管理職員の交替があった場合においては、前任の物品管理職員は、引継書（別記様式第13号）を交替の日の前日をもって作成し、これに後任の物品管理職員とともに記名したものを引き継ぐべき物品出納簿又は物品供用簿に添付して、これらを当該後任の物品管理職員に引き継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない事由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、これに記名するものとする。</p>	<p>(使用職員) 第12条 略 2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、消耗品以外のものについては物品保管書（別記様式第5号）に、消耗品については第21条に規定する物品供用簿にそれぞれ押印するものとする。</p> <p>(交替の場合の帳簿の引継ぎ等) 第22条 物品管理職員の交替があった場合においては、前任の物品管理職員は、引継書（別記様式第13号）を交替の日の前日をもって作成し、これに後任の物品管理職員とともに記名し、及び押印したものを引き継ぐべき物品出納簿又は物品供用簿に添付して、これらを当該後任の物品管理職員に引き継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない事由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、これに記名して押印する</p>

ものとする。

別記様式第2号から別記様式第7号までを次のように改める。

別記様式第2号 (第9条関係)

第 号		保存期間 5 年	
		年 月 日	
本 部 長	物品出納員	係	
	物品供用員	係	所属名
物 品 保 管 委 託 書			
次のとおり保管委託をしてよろしいか。			
分 類 I	分 類 II	細 分 類	
警 察 庁			
品 目	規 格	数 量	備 考
保管委託先			
保管委託期間	自 年 月 日	保管委託理由	
	至 年 月 日		
保管委託条件			
物 品 出 納 簿 登 記 済		物 品 供 用 簿 登 記 済	
年 月 日	登記者	年 月 日	登記者

備考 決裁欄は、適宜記入して使用すること。

別記様式第3号 (第10条関係)

第 号		保存期間 5 年	
		年 月 日	
本 部 長	物品出納員	係	
	物品供用員	係	所属名
<p>物 品 修 繕 (改 造) 書</p> <p>次のとおり修繕 (改造) の必要が認められるので報告する。</p>			
分 類 I	分 類 II	細 分 類	
警 察 庁			
品 目	規 格	数 量	備 考
修繕 (改造) 理由	修繕 (改造) 条件		
物品管理簿登記済		物品出納簿登記済	
年 月 日	登記者	年 月 日	登記者
物品供用簿登記済			
年 月 日	登記者		

備考 決裁欄は、適宜記入して使用すること。

別記様式第4号 (第11条関係)

第 号	保 存 期 間 5 年			
年 月 日				
本 部 長	物品出納員			係
	物品供用員		係	請求所属名
物 品 供 用 書				
請求する。 次のとおり供用を 命ずる。				
分 類 I	分 類 II	細 分 類		
警 察 庁				
品 目	規 格	単 称	数 量	摘 要
使用目的				
物 品 出 納 簿 登 記 済			物 品 供 用 簿 登 記 済	
年 月 日		登記者	年 月 日	

備考 決裁欄は、適宜記入して使用すること。

別記様式第6号 (第14条関係)

第 号	保 存 期 間 5 年		
年 月 日			
本 部 長	物品出納員		
		係	
	物品供用員		所属名
<p>物 品 返 納 書</p> <p>してよろしいか。</p> <p>次のとおり返納を命ずる。</p>			
分 類 I	分 類 II	細 分 類	
警 察 庁			
品 目	規 格	数 量	摘 要
返 納 理 由			
物 品 の 現 況			
物 品 出 納 簿 登 記 済		物 品 供 用 簿 登 記 済	
	登 記 者		登 記 者
年 月 日		年 月 日	

備考 決裁欄は、適宜記入して使用すること。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号 (第19条関係)

保存期間 5年

第 号

年 月 日

和歌山県警察本部長 殿

検査員

立会人

検 査 書

和歌山県警察国有物品管理規則第18条第1項の規定により、次の者につき検査したところ、
な物品管理をしているものと認める。

物品管理職員

管理期間 自 年 月 日
至 年 月 日

別記様式第12号及び別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第12号 (第21条関係)

物品供用簿 (重要物品・備品)

分類 II

品目 (単位)

年 月 日	整理区分	摘 要	異動数量		現 在 高		
			増	減	供 用	保 管	計

物品供用簿 (消耗品)

分類 II

品目 (単位)

年 月 日	整理区分	摘 要	増	減	使用職員	現 在

別記様式第13号 (第22条関係)

保存期間 5 年

引 継 書

物品出納 (供用) 簿 冊

物品出納 (供用) 関係書類

冊

冊

冊

上記帳簿類及び帳簿記載の物品を引継ぎする。

年 月 日

前任 (物品管理職員)

官職・氏名

後任 (物品管理職員)

官職・氏名

※物品出納 (供用) 関係書類欄には、個々の帳簿名を列挙すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第9号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例施行規則(平成5年和歌山県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第1号様式 (第4条関係)

海水浴場開設届出書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

届出者 住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

次のとおり海水浴場を開設しますので、和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例第3条の規定により届け出ます。

海水浴場を開設する場所及び名称	
現場責任者	
海水浴場を公衆に利用させる期間	年 月 日から 年 月 日まで
水難事故の防止その他遊泳者の安全のために採る措置の概要	監視体制
	救命用具・船舶
	事故防止設備
	利便性施設等
添付書類	<input type="checkbox"/> 海水浴場・遊泳場・遊泳危険箇所の区域を示す図面 <input type="checkbox"/> 海水浴場に設置する施設及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> 占用許可証等の写し <input type="checkbox"/> 漁業従事者又は漁業協同組合との合意書等の写し
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第2号様式 (第5条関係)

海水浴場廃止・変更届出書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

届出者 住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

次のとおり海水浴場を廃止届出事項を変更しますので、和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例第4条の規定により届け出ます。

海水浴場の名称			
所在地			
廃止 変更	年月日	年 月 日	
廃止	理由		
変更	内容	旧	新
更	理由		
備考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第3号様式 (第6条関係)

海水浴場開設通知書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

通知者 所在地
名 称

代表者の氏名

電話番号 () -

次のとおり海水浴場を開設しますので、和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例第5条第2項の規定により通知します。

海水浴場を開設する場所及び名称	
現場責任者	
海水浴場を公衆に利用させる期間	年 月 日から 年 月 日まで
水難事故の防止その他遊泳者の安全のために採る措置の概要	監視体制
	救命用具・船舶
	事故防止設備
	利便性施設等
添付書類	<input type="checkbox"/> 海水浴場・遊泳場・遊泳危険箇所の区域を示す図面 <input type="checkbox"/> 海水浴場に設置する施設及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> 占用許可証等の写し <input type="checkbox"/> 漁業従事者又は漁業協同組合との合意書等の写し
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第4号様式 (第6条関係)

海水浴場廃止・変更通知書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

通知者 所在地
名 称

代表者の氏名

電話番号 () -

次のとおり海水浴場を廃止しますので、和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例第5条第2項の規定により通知します。

海水浴場の名称			
所在地			
廃止 変更 年月日	年 月 日		
廃止 理由			
変 更 内 容	旧		新
更 理 由			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第6号様式から別記第12号様式までを次のように改める。

別記第6号様式 (第11条関係)

遊泳区域乗入れ等許可申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

申請者 住所

氏名

電話番号 () -

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例第8条第4号の規定により、次のとおり遊泳区域への船舶等の乗入れ又は引入れを許可されるよう申請します。

催物の名称	
催物開催日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで の間
催物を開催する海域等の区域	
催物の内容	
遊泳区域を航行する船舶等の数及びその日時	
事故防止のために採る措置の概要	
備考	

和公委第 号

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
--------	--

年 月 日

和歌山県公安委員会

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第7号様式 (第12条関係)

海域等レジャー事業開始届出書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

届出者 住所

氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 () -

次のとおり海域等レジャー事業を開始しますので、和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例第10条の規定により届け出ます。

事業の種類別	プレジャーボート提供業 マリーナ業 潜水案内業	
名称及び事業を営む場所		
現場責任者		
事業を開始する日	年 月 日	
事業の内容		
プレジャーボート提供業	プレジャーボートの種別・隻数	
マリーナ業	プレジャーボートの種別・隻数	
潜水案内業	ガイドダイバーの有無・利用船舶	
事故防止措置・救助設備等の概要	<input type="checkbox"/> 救命ボート <input type="checkbox"/> 救命用具 <input type="checkbox"/> 通信設備 <input type="checkbox"/> 水難救助員 <input type="checkbox"/> その他 ()	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業を営む場所及び付近の図面 <input type="checkbox"/> 占用許可証等の写し <input type="checkbox"/> 漁業従事者又は漁業協同組合との合意書等の写し	
備考		

備考 1 事業を開始する日欄には、一定の期間に限り事業を営もうとする者にあつては、その期間を記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第8号様式 (第13条関係)

海域等レジャー事業廃止・変更届出書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

次のとおり海域等レジャー事業を廃止します。和歌山県遊泳者等の事故防止
届出事項を変更
に関する条例第11条第1項において準用する同条例第4条の規定により届け出ます。

事業の種類別	プレジャーボート提供業 マリーナ業 潜水案内業		
名称 所在地			
廃止 変更 年月日	年 月 日		
廃止 理由			
変 更 内 容	旧	新	
更 理 由			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工産規格A列4番とする。

別記第9号様式 (第14条関係)

海域等レジャー事業開始通知書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

通知者 所在地
名 称

代表者の氏名

電話番号 () -

次のとおり海域等レジャー事業を開始しますので、和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例第11条第2項において準用する同条例第5条の規定により通知します。

事業の種類別	プレジャーボート提供業 マリーナ業 潜水案内業	
事業を営む場所		
現場責任者		
事業を開始する日	年 月 日	
事業の内容		
プレジャーボート提供業	プレジャーボートの種別・隻数	
マリーナ業	プレジャーボートの種別・隻数	
潜水案内業	ガイドダイバーの有無・利用船舶	
事故防止措置・救助設備等の概要	<input type="checkbox"/> 救命ボート <input type="checkbox"/> 救命用具 <input type="checkbox"/> 通信設備 <input type="checkbox"/> 水難救助員 <input type="checkbox"/> その他 ()	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業を営む場所及び付近の図面 <input type="checkbox"/> 占用許可証等の写し <input type="checkbox"/> 漁業従事者又は漁業協同組合との合意書等の写し	
備考		

備考 1 事業を開始する日欄には、一定の期間に限り事業を営もうとする者にとっては、その期間を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第10号様式 (第14条関係)

海域等レジャー事業廃止・変更通知書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

通知者 所在地
名 称

代表者の氏名

電話番号 () -

次のとおり海域等レジャー事業を廃止しますので、和歌山県遊泳者等の事故防止
通知事項を変更
に関する条例第11条第2項において準用する同条例第5条の規定により通知しま
す。

事業の種別	プレジャーボート提供業 マリーナ業 潜水案内業		
事業を営む場所			
廃止 変更 年月日	年 月 日		
廃止 理由			
変 更 内 容	旧	新	
更 理 由			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第11号様式 (第17条関係)

催物開催届出書

年 月 日

警察署長 殿

届出者 住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

次のとおり催物を開催しますので、和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例第14条第1項の規定により届け出ます。

催物の名称 及び目的	
催物開催日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで の間
催物を開催する 海域等の区域	
観覧者が参集する 場所・予想人員	
催物の内容	
催物の現場責任者の 氏名・住所等	電話番号 () -
事故防止のために 採る措置の概要 (自主警備計画等の概要)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 催物を開催する海域等を示す図面 <input type="checkbox"/> 他の法令等の規定による許可証等の写し <input type="checkbox"/> 漁業従事者又は漁業協同組合との合意書等の写し
備考	

- 備考 1 催物の内容欄には、海域等で行う催物の概要を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第12号様式 (第18条関係)

催物開催通知書

年 月 日

警察署長 殿

通知者 所在地
名 称

代表者の氏名

電話番号 () -

次のとおり催物を開催しますので、和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例第14条第2項の規定により通知します。

催物の名称 及び目的	
催物開催日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで の間
催物を開催する 海域等の区域	
観覧者が参集する 場所・予想人員	
催物の内容	
催物の現場責任者の 氏名・住所等	電話番号 () -
事故防止のために 採る措置の概要 (自主警備計画等の概要)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 催物を開催する海域等を示す図面 <input type="checkbox"/> 他の法令等の規定による許可証等の写し <input type="checkbox"/> 漁業従事者又は漁業協同組合との合意書等の写し
備考	

- 備考 1 催物の内容欄には、海域等で行う催物の概要を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第10号

自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部を改正する規則

自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則(平成8年和歌山県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(表)を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

(表)

自動販売機による利用カードの販売届出書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

届出者

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

自動販売機により利用カードを販売するので、和歌山県青少年健全育成条例 (昭和53年和歌山県条例第36号) 第21条の5第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

自動販売機により利用カードを販売しようとする者	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	(電話番号)	
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
販売する利用カードに係るテレホンクラブ等営業所の名称			
自動販売機の設置場所			
自動販売機の機種及び製造番号	機 種		
	製造番号		
自動販売機を管理する者	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	(電話番号)	
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
自動販売機の所有者	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	(電話番号)	
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第3条関係)

自動販売機による利用カードの販売の届出事項変更届出書			
			年 月 日
和歌山県公安委員会 殿			
届出者		住 所 氏 名 電話番号 <small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)</small>	
自動販売機による利用カードの販売に係る届出事項を変更したので、和歌山県青少年健全育成条例 (昭和53年和歌山県条例第36号) 第21条の5第2項の規定により、次のとおり届け出ます。			
自動販売機による利用カードの販売の届出受理番号		第 号	
自動販売機の機種及び製造番号		機種	製造番号
変 更 事 項			
変更の内容	新		
	旧		
変 更 年 月 日	年 月 日		

備考 1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 自動販売機により利用カードを販売する者 (個人である場合に限る。) の氏名又は住所を変更した場合には、新たな住民票 (本籍 (外国人にあっては、国籍等) を記載したものに限り。) の写し
 - (2) 自動販売機により利用カードを販売する者 (法人である場合に限る。) の名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名を変更した場合には、新たな登記簿の謄本又は住民票 (本籍 (外国人にあっては、国籍等) を記載したものに限り。) の写し
 - (3) 自動販売機により利用カードを販売する者が当該自動販売機を設置する建物の所有者でない場合において、当該建物の所有者が変更したときは、当該建物の新たな所有者が当該自動販売機の設置を承諾した旨を証する書類
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第3号様式 (第3条関係)

利用カードの自動販売機使用廃止届出書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

届出者 {

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

利用カードの自動販売機の使用を廃止したので、和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第21条の5第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

自動販売機による利用カードの販売の届出受理番号		第		号
自動販売機の機種及び製造番号	機種		製造番号	
自動販売機の設置場所				
使用廃止年月日	年 月 日			
販売していた利用カードに係るテレホンクラブ等営業所の名称				

説明

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第11号

和歌山県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

和歌山県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県暴力団排除条例施行規則(平成23年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第2号様式(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">説明・資料提出書</p> <p>略 氏 名 _____</p> <p>略</p> </div> <p>注 略</p> <p>別記第3号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">説明日時等変更申出書</p> <p>略 氏 名 _____</p> <p>略</p> </div> <p>注 略</p> <p>別記第5号様式(第6条、第14条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">代理人選任届出書</p> <p>略 氏 名 _____</p> <p>略</p> </div> <p>注 略</p> <p>別記第6号様式(第6条、第14条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">代理人解任等届出書</p> <p>略 氏 名 _____</p> <p>略</p> </div> <p>注 略</p> <p>別記第9号様式(第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">勧告に対する回答書</p> </div>	<p>別記第2号様式(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">説明・資料提出書</p> <p>略 氏 名 ㊟_____</p> <p>略</p> </div> <p>注 略</p> <p>別記第3号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">説明日時等変更申出書</p> <p>略 氏 名 ㊟_____</p> <p>略</p> </div> <p>注 略</p> <p>別記第5号様式(第6条、第14条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">代理人選任届出書</p> <p>略 氏 名 ㊟_____</p> <p>略</p> </div> <p>注 略</p> <p>別記第6号様式(第6条、第14条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">代理人解任等届出書</p> <p>略 氏 名 ㊟_____</p> <p>略</p> </div> <p>注 略</p> <p>別記第9号様式(第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">勧告に対する回答書</p> </div>

略 氏名 _____ 略
注 略
別記第10号様式 (第9条関係)
措置報告書 略 氏名 _____ 略
注 略
別記第12号様式 (第11条関係)
申 述 書 略 氏名 _____ 略
注 略
別記第13号様式 (第13条関係)
口頭意見陳述日時等変更申出書 略 氏名 _____ 略
注 略

略 氏名 _____ 略	㊟
注 略	
別記第10号様式 (第9条関係)	
措置報告書 略 氏名 _____ 略	㊟
注 略	
別記第12号様式 (第11条関係)	
申 述 書 略 氏名 _____ 略	㊟
注 略	
別記第13号様式 (第13条関係)	
口頭意見陳述日時等変更申出書 略 氏名 _____ 略	㊟
注 略	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第12号

大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則(平成6年和歌山県公安委員会規則第8号)の

一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第3条関係)

応急救護処置指導者養成講習受講申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

申請者

本 籍			
住 所			
連 絡 先			
ふりがな		生年	年 月 日
氏 名		月日	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第13号

運転免許取得者教育の認定に関する施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

運転免許取得者教育の認定に関する施行細則の一部を改正する規則

運転免許取得者教育の認定に関する施行細則(平成12年和歌山県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記様式第1号 (第2条関係)

運転免許取得者教育認定申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

道路交通法第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定を申請します。

運転免許取得者教育に使用する施設の名称	
運転免許取得者教育に使用する施設の所在地	
運転免許取得者教育の課程の区分	
運転免許取得者教育の課程の名称	
添 付 書 類	
備 考	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には、添付する書類を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号 (第3条関係)

変 更 事 項 届 出 書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

住 所

届出者

氏 名

運転免許取得者教育の認定に関する規則第7条第1項の規定により、変更事項の届出をします。

変 更 す る 事 項 及 び そ の 内 容	
変 更 予 定 日	
備 考	

備考 1 届出者が法人であるときは、届出者欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号 (第3条関係)

添付書類変更届出書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

住 所

届出者

氏 名

運転免許取得者教育の認定に関する規則第7条第3項の規定により、添付書類の変更について届出をします。

<p>変更する書類の 名称及び内容</p>	
<p>変 更 日</p>	
<p>備 考</p>	

- 備考 1 変更後の書類を添付すること。
- 2 届出者が法人であるときは、届出者欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第14号

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則(平成17年和歌山県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号 (第2条関係)

(表)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 登録年月日	年 月 日
※ 登録番号	

登録・登録更新申請書

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第51条の8 (第2項・第7項の規定において準用する同条第2項) の規定により (登録・登録の更新) の申請をします。

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

(主たる事務所の所在地)
(名 称)
(代 表 者 の 氏 名)

ふりがな		
法人の名称		
主たる事務所の所在地	(〒 -)	電話 ()
法人の種類		
ふりがな		
代表者氏名		

(登録の更新の申請の場合のみ記載)

登録(登録更新)通知書に記載されている登録(更新)年月日	年 月 日登録(更新)
登録(登録更新)通知書に記載されている登録番号	第 号

※ 添付書類	【法人関係】 <input type="checkbox"/> 定款等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の名簿及び住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し【2名以上】 <input type="checkbox"/> 事務所に係る資料	【役員関係】 <input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。) <input type="checkbox"/> 診断書
-----------	--	--

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

誓 約 書

当法人は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

(1) 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人

(2) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)のうち、次のいずれかに該当する者のある法人

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ヘ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

和歌山県公安委員会 様

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名)

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号 (第3条関係)

(表)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

(申込者の氏名)

申 込 者	本 籍			
	住 所	(〒 -)	都道府県	
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	ふりがな	-----		写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	氏 名	性 別	男・女	
	生年月日	年 月 日生		
勤務先その 他の連絡先	電話 () -			
受講希望 年 月 日				

実 施	※ 受講日 (修了考査)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)	※ 修了考査結果	合 ・ 否
	※ 受講場所			
	※ 受講番号			

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 18歳未満の者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めに足りる相当な理由がある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

別記様式第6号及び別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第6号 (第5条関係)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍			
	住 所	(〒 -)	都道府県	
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	ふりがな			性 別
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
	勤 務 先	電話 () -		
証 明 書	番 号			
	交付年月日	年 月 日		
再交付を申請する 事 由				

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失等の状況を簡記すること。
- 亡失又は滅失以外の理由で再交付を申請する場合は、前に交付された証明書又は認定書を提出すること。
- 証明書欄には、亡失又は滅失した証明書の交付番号、交付年月日を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号 (第7条関係)

(表)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 認定年月日	年 月 日
※ 認定書番号	

認 定 申 請 書

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍			
	住 所	(〒 -)	都道府県	
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	ふりがな		性 別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
	勤務先その 他の連絡先	電話 () -		

実 施	※認定審査日	年 月 日	※ 認定審査の結果	合 ・ 否
	※ 受検場所			
	※ 受検番号			

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼り付けること。
- 3 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

注 意 事 項

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 18歳未満の者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

別記様式第10号及び別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第10号 (第8条関係)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

認定書再交付申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍			
	住 所	(〒 -)	都道府県	
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	ふりがな	-----		性 別
	氏 名			男 ・ 女
	生年月日	年 月 日生		
	勤 務 先	電話 () -		
証 明 書	番 号			
	交付年月日	年 月 日		
再交付を申請する 事 由				

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失等の状況を簡記すること。
- 亡失又は滅失以外の理由で再交付を申請する場合は、前に交付された証明書又は認定書を提出すること。
- 証明書欄には、亡失又は滅失した証明書の交付番号及び交付年月日を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号 (第9条関係)

(表)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日
※ 登録番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

(申請者の氏名)

申請者	本籍			
	住所	(〒 -)	都道府県	
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	ふりがな		性別	男・女
	氏名		別	
者	生年月日	年 月 日生 (歳)	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
	勤務先その他 の連絡先	電話 () -		
証明書	番号			
	交付年月日	年 月 日		

※ 添付資料	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。) <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 写真2枚(うち1枚貼付)
--------	---

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

誓 約 書

私は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 18歳未満の者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

和歌山県公安委員会 様

年 月 日

住 所

氏 名

別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第13号 (第10条関係)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

(申請者の氏名)

申請者	本籍			
	住所	(〒 -)	都道府県	
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	ふりがな		性別	男・女
	氏名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
	勤務先その他の連絡先	電話 () -		
資格者証番号	資格者証番号			
	交付年月日	年 月 日		
書換え交付を申請する事由				

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第15号を次のように改める。

別記様式第15号 (第10条関係)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

(申請者の氏名)

申請者	本籍			
	住所	(〒 -)	都道府県	
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	ふりがな		性別	男・女
	氏名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
	勤務先その他の連絡先	電話 () -		
資格者証番号	資格者証番号			
	交付年月日	年 月 日		
再交付を申請する事由				

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第15号

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例の施行に関する和歌山県公安委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例の施行に関する和歌山県公安委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例の施行に関する和歌山県公安委員会規則(令和元年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第4号様式(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">申 述 書</p> <p>略 氏名 _____</p> </div> <p>注 略</p> <p>別記第5号様式(第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">口頭意見陳述日時等変更申出書</p> <p>略 氏名 _____</p> </div> <p>注 略</p> <p>別記第7号様式(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">代 理 人 選 任 届 出 書</p> <p>略 氏名 _____</p> </div> <p>別記第8号様式(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">代 理 人 解 任 届 出 書</p> <p>略 氏名 _____</p> </div>	<p>別記第4号様式(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">申 述 書</p> <p>略 氏名 ㊟ _____</p> </div> <p>注 略</p> <p>別記第5号様式(第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">口頭意見陳述日時等変更申出書</p> <p>略 氏名 ㊟ _____</p> </div> <p>注 略</p> <p>別記第7号様式(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">代 理 人 選 任 届 出 書</p> <p>略 氏名 ㊟ _____</p> </div> <p>別記第8号様式(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">代 理 人 解 任 届 出 書</p> <p>略 氏名 ㊟ _____</p> </div>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。